

伊佐市建設工事等入札参加資格における格付けの要件等

本市の格付けは令和7・8年度伊佐市建設工事入札参加資格における格付け審査基準に基づき算出された点数を基に、市内業者の保護・育成や、大幅な格付けの異動を避ける観点から、単に総合点数順ではなく、実状に対応すべく下記の取扱いを設け、格付けを行います。

- ① 格上げ、格下げを行う場合は、直近上位又は下位の1階級となります。
- ② 土木工事・舗装工事・上水道工事・は過去5年間、建築工事は過去7年間に伊佐市からの受注実績の無い業者は格上げを行いません。
- ③ 新規格付け業種は、過去2年間に工事施工実績（公共・民間含む）があるものに限り登録可とし、最下位ランクで格付けを行います。
- ④ 当該年度の格付けを行う場合、前回の格付け以降に指名停止の措置を受けた業者は、格上げを行いません。
- ⑤ 舗装工事は、フィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー、モーターグレーダーの何れかを所有又は長期（1年以上）リースをしていることが要件となります。
- ⑥ 舗装工事Aクラスは、フィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー、モーターグレーダーのうち3つを所有又は長期（1年以上）リースしていることが要件となります。
- ⑦ 水道施設工事Aクラスは、建設業許可「土木一式工事」・「管工事」・「水道施設工事」を受けていることが要件となります。
- ⑧ 市外業者の支店・営業所等については、新規での格付けは行いません。